

## 第66回 社会を明るくする運動

### ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 市民のつどい・音楽祭を開催します

7月は「社会を明るくする運動」の強化月間です。全国の都道府県、市区町村では、推進委員会を設置して同運動を展開します。

市では、市長が推進委員長となり、地域の皆さんや保護司会、更生保護女性会、小・中学校校長会、地区青少年協など関係団体の協力を得て、広報活動を行います。

また、「社会を明るくする運動」市民のつどい・音楽祭を開催しますので、皆さんの来場をお待ちしています。詳しくは福祉総務課福祉政策係 ☎470・7741へ。

#### 市民のつどい・音楽祭を開催します

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を作ることを目的とした全国的な運動です。

市では、「社会を明るくする運動」市民のつどい・音楽祭を次の通り開催します。

- 【日時】** 7月9日(土) 午後1時～4時半(0時40分開場)
- 【会場】** 生涯学習センター
- 【内容】** 第一部「市民のつどい」主催者および来賓者のあいさつ、更生保護に関するDVDの上映、第二部「音楽祭」
- 【出演予定団体(出演順)】**  
南中学校合唱部、第二小学校金管バンドクラブ、東中学校吹奏楽部、久留米中学校吹奏楽部、下里中学校吹奏楽部、東久留米市民吹奏楽団
- 【入場料】** 無料  
当日直接会場へ。

#### 「社会を明るくする運動」書道・ポスター展の作品を募集します

市内の中学生を対象に、この運動の理解を深める目的で毎年募集しています。応募作品は、秋の市民文化祭などで展示する予定です。詳細は各学校を通じてお知らせします。

#### お日さまサンサンフェスティバル 障害のある子どもたちの参加を

障害のある子どもたちが楽しい遊びの一日を過ごす「お日さまサンサンフェスティバル」を今年も生涯学習センターで開催します。

この集いは、障害のある子どもたちが、地域の子どもたちやボランティアの皆さんと一緒に、いろいろな遊びを通して交流し、楽しい夏休みの一日を過ごすのです。

【日時】8月19日(金) 午前10時～午後2時15分

【会場】生涯学習センター

【対象】市内在住の18歳未満で障害のある方(親子での参加も可)

【持ち物】弁当・水筒・敷物

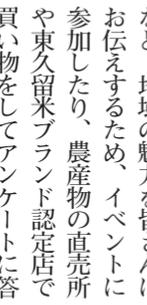
申し込みは7月20日(水)までに、氏名・住所・電話番号・年齢・送迎バス利用希望の有無を電話またはファックスで市文化協会 ☎477・4700(ファクス同) 電話受け付けは平日の午前9時～午後5時へお知らせください。



希望する方は、氏名・住所・電話番号・年齢・ボランティア経験の有無を、電話またはファックスで同協会へお知らせください。詳しくは同協会へ。

#### 「発見WALK WALK 東久留米」のイベントに参加して地域を楽しみませんか

市では、地域のイベント、隠れた名店や農産物の直売所など、地域の魅力を皆さんにお伝えするため、イベントに参加したり、農産物の直売所や東久留米ブランド認定店で買い物をしたアンケートに答えると、特産品などの景品が抽選で当たる「発見WALK WALK」を実施します。



このたび、「発見WALK WALK 東久留米」に参加するための冊子を作成しましたので、紹介されているイベントや店舗などの情報を見ながら、地域を楽しんでください。

【冊子配布場所】7月13日(水)から産業政策課(市役所6階、西部・東部・南部の各地域センター、生涯学習センター)、スポーツ施設(チケットなどが当たります)

詳しくは産業政策課振興企画係 ☎470・7743へ。

#### TOKYOキャンペーン 飲酒運転させない

7月1日(金)～7日(木)実施するものです。

飲酒運転は重大事故に直結し、当事者だけでなく周囲の人にも悲劇を招きます。ドライバーは、飲酒運転が悪質な犯罪であるという認識

を持ってください。また、車を運転することを知らないなら、その人に飲酒を勧めると、飲酒運転の車に乗ることが犯罪です。飲んだら乗るな。乗るなら飲むな。を忘れず、お互いに注意し合い、飲酒運転を撲滅しましょう。

都青少年・治安対策本部ホームページ (http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/)

#### 外国人おもてなし 語学ボランティア 育成講座を開催します

【開催日】8月3日(水)・5日(金)・9日(火)

【開催会場】市役所7階701会議室

【講座内容】全5回。「おもてなし講座(1回)」と「語学講座(4回)」を修了者をボランティアとして登録します

【対象】市内在住・在勤・在学の15歳以上(中学生を除く)で、5回のすべての講座出席ができ、積極的に活動する意欲のある方

【定員】先着36人

【受講料】無料(会場までの交通費、昼食代などの諸雑費は自己負担)

【注意】語学を向上させるための講座ではありません。申込み時の個人情報には都に提出します。▼未成年者は保護者の了承を得て申し込みください。▼都主催講座と市区町村・企業などとの連携講座は、すべて同一の内容です。主催者が異なっても、1度受講した方は重複して受講できません。

申し込みは7月1日(金)～8日(金)に(必着、任意の用紙に住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・職業・電話番号・電子メールアドレスを記入の上、〒203-8555)

5、市役所生活文化課市民協働係宛て郵送またはファックス(472・1131)で送信を。

※受講者には募集期間終了後、1週間～10日以内に受講案内を送付します。

詳しくは事業全般についてが外国人おもてなし語学ボランティア育成講座事務局 ☎03・6734・1276(土曜・日曜日、祝日を除く午前10時～午後5時) または同事務局ホームページ (http://openashi-japan.org/)、申し込みと実施内容などについて ☎470・7738へ。



外国人おもてなし 語学ボランティアの活動は、道案内などの手助けをするボランティアです。大会期間中に競技会場などで活動するものとは異なります。

ご協力いただける方の参加をお待ちしています。

#### 家庭ごみ有料化実施に向けた戸別収集容器的配布申請の受け付けについて

今年度の10月から、戸建住宅の「燃やせるごみ」と「布類」の戸別収集が始まります。今回の収集方法の変更時に限り、希望する方に戸別収集容器的を

1世帯に1個配布します。

【申請方法】7月18日(祝)～8月31日(水)に、広報7月15日号特集号に掲載する申請用紙、または市ホームページから取得した同用紙に必要事項を記入の上、〒203-8555、042、八幡町2ノ10、ごみ対策課宛て郵送、ファックス(477・6755) または

【配布方法】9月以降、各学校、各地区センターなどでごみ対策職員が配布します。詳細は後日、広報紙、市ホームページでお知らせします。詳しくは、ごみ対策課 ☎473・2117へ。

今年度の国民健康保険税納税通知書を送付します

28年度介護保険料額決定通知書を送付します

環境審議会委員(市民委員)を募集します

特定健診、後期高齢者健診を実施します

【今号の主な内容】

28年度国民健康保険税納税通知書を送付します	2面
28年度介護保険料額決定通知書を送付します	3面
環境審議会委員(市民委員)を募集します	5面
特定健診、後期高齢者健診を実施します	8面